

補聴器購入費助成事業 補聴器購入までの流れ (申請者用)

十日町市福祉課高齢者支援係

○補聴器購入までの流れ

【1】医療機関を受診し、医師から補聴器購入意見書（様式第2号）を作成してもらう。



【2】【1】で医師から作成してもらった補聴器購入意見書を、補聴器販売事業所へ持参し、意見書に基づき販売事業者から補聴器の見積書を作成してもらう。



【3】補聴器購入費助成申請書（様式第1号）を記入し、医師が作成した補聴器購入意見書（様式第2号）及び補聴器の見積書と併せて市福祉課高齢者支援係（⑧窓口）に提出する。（各支所地域振興課市民係でも可）



【4】市より補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号）による通知を受ける。



【5】助成決定通知書（様式第3号）に同封された補聴器購入費助成請求書（様式第5号）を【2】で見積書を作成してもらった補聴器販売事業者に渡す。



【6】補聴器購入費から助成額を差し引いた額で補聴器を購入する。

※【6】の後は補聴器販売事業者から市へ助成金の請求をしてもらいますので、補聴器購入後に申請者から書類を提出していただく必要はありません。購入された補聴器を大切に使用・保管していただきますようお願いいたします。